

午前10時02分

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 本日の委員協議会については、函館市犬抑留所管理に関する要望書の提出があったことを受け、函館市が委託している犬抑留所の管理運営状況を委員会として確認してはどうかという声があった。皆さんに委員協議会の開催について伺ったところ、御了承いただいたので開催の運びとなった。

午前10時02分開議

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 開会宣告
- ・ 議題の確認

1 調査事件

(1) 函館市犬抑留所の管理運営について

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、今般提出のあった要望書にかかわり、函館市犬抑留所の管理運営状況を説明いただくため、理事者の出席を求めたいと思うが、皆様よろしいか。（「はい」の声あり）
- ・ それでは、理事者の入室を求める。

（保健福祉部 入室）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ それでは、説明をお願いします。

○保健福祉部長（藤田 秀樹）

- ・ まず、函館市犬抑留所の概要について担当課長から説明をさせるので、よろしくお願いします。

○保健福祉部生活衛生課長（佐藤 直孝）

- ・ それでは、函館市犬抑留所の概要について御説明する。
- ・ 犬抑留所は狂犬病予防法に基づき設置している施設で、保健所設置市は狂犬病の予防や蔓延防止のため、犬の登録を受けず狂犬病予防注射を受けていない犬を発見したときは捕獲、抑留しなければならないこととなっており、当該犬の所有者が不明の場合は犬を処分することができることとなっている。したがって、基本的には狂犬病予防法に基づく施設として設置しているものであるが、そのほかの目的としては、道路や民家の敷地内で死亡している犬猫の死体やペットの死体が市民から持ち込まれる場合もあって、その場合は無料で引き取ることとしており、施設内の焼却炉により焼却しているところである。
- ・ 施設の開所日は土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始休暇を除く平日で、開所時間は午前9時から午後5時まで、施設の管理運営は有限会社日本動物ペット霊園に業務委託しており、委託期間は平成26年8月1日から平成29年7月31日まで3年間の長期継続計画となっている。当該業務にかかる委託料は、3年間の総額で1,169万9,994円、12カ月分の委託料となる平成27年度、平成28年度は、おのおの

389万9,998円となっている。犬抑留所の職員の配置体制は、来所する市民に不都合が生じないよう必要な人員を配置することとなっており、現在は午前9時から午後5時30分までのフルタイムの職員が1名、午前10時半から午後4時までのパートタイム勤務の職員が1名の合計2名体制となっている。

- ・ 以上、函館市犬抑留所の概要について御説明させていただいた。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ お聞きのとおりだ。各委員から何か御発言あるか。

○福島 恭二委員

- ・ 犬抑留所の内容について説明をいただいた。これについて過日の新聞報道もあって私どもは承知をしたが、あわせて、この報道に基づいてだと思うけれども、議会のほうにも要望書も出てるという経過があって、私どもとしてもやっぱりその事実関係や実態について確認しておく必要があると思ったので、二、三お尋ねしておきたいと思う。
- ・ 一つはまず、この犬抑留所の業務を民間に委託するに至った経過についてお聞かせいただきたい。
- ・ 同時に、現在の受託者は初めての方なのか、あるいは委託開始をしてからずっと一緒なのか、その経過についてお知らせをいただきたい
- ・ あわせて、この犬抑留所における処理頭数の実績はどのようになっているのか。
- ・ また、土日など犬抑留所の閉所日に、敷地内にこれらの犬や猫などの死体が放置されてるということがあるのかどうか。過去に私も、私のペットがそういう状況にあったんで依頼をしに行ったことがあるけれども、そのときは余りそういった話も聞いてはいなかった。最近、そういうこともあるやの話もあるので、この実態についてお知らせいただきたいと思う。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 今、4点について聞かれたが、大丈夫か。

○保健福祉部生活衛生課長（佐藤 直孝）

- ・ はい。
- ・ 業務委託した経過と委託業者についてのお尋ねだ。まず最初の2点の御質問だが、犬抑留所は、平成24年3月末までは市の直営で嘱託職員2名により運営していたが、業務の効率化等を勘案して、平成24年4月からの2年4カ月を契約期間として市内のビル管理会社に管理業務を委託したのが始まりだ。その後、平成26年8月から平成29年7月末までの3年間の長期継続契約として、現在の有限会社日本動物ペット霊園が管理業務を行っているところだ。
- ・ 続いて、犬抑留所の処理頭数等についてのお尋ねだ。平成27年度における、飼い主が不明などの理由で犬抑留所に持ち込まれる生体収容数だが、犬が118頭、猫が489頭であり、このうち飼い主に返還したり動物愛護団体等に譲渡したものは、犬は115頭、猫は137頭である。焼却頭数については、道路や民間の住宅の敷地内等で見つかったのも含めて、犬が717頭、猫が2,282頭となっている。
- ・ また、犬抑留所は土曜、日曜、祝祭日は閉所しているので、休日明けに委託職員が出勤した際、玄関に段ボール等に入れ放置してある犬猫の死体を発見することはあるが、この場合は毎日報告を受けている業務日誌にその旨を記載し、報告を受けているところである。

○福島 恭二委員

- ・ 業者については、市の職員から現在の業者に至っているということだけでも、つまり市から手を離して2回目の業者になるわけだ。処理頭数などについては、飼い主や動物愛護団体などに譲渡したものが結構あるようだけれども、しかし処理については犬猫合わせると約3,000頭近くになる。結構あると思うけれども、最近のペットブームからすれば、やっぱり亡くなった場合については自分の家族同然だからこういったことが求められるし、私自身もそういった思いでここをお願いしたという経過があるので、年々こういったことがふえると思うので、一層またこういった処理については慎重に扱わなければならないと思う。そういう意味で、慎重にやるべき課題だと改めて思ったところだ。
- ・ ところで、こうしたものを処理する場合に、この受託業者の決定の仕方についてはどのようなになっているのか。

○保健福祉部生活衛生課長（佐藤 直孝）

- ・ 委託業者の決定方法についてのお尋ねだが、犬抑留所の管理業務については、特別な資格や技術を要しないこと、人的作業だけの役務の提供に当たること、この2点があって、このことから地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約を適用して、入札参加資格を有するもののうち、人材派遣に登録している市内業者及び当該業務に対応可能な市内業者による指名競争入札を実施し、最低制限価格を上回り、最も安い金額を入れた業者が落札しているところだ。

○福島 恭二委員

- ・ そうすると、これは特別な資格や技術は要しないと。人的作業だけの役務を提供することができる業者であればいい。つまり、こういった人材派遣的な業者であればどなたでも参加できるということだ。そういうことだけでいいのかという疑問もあるけれども、現在についてはそういう状況であるということだ。
- ・ 次に、普段、委託事業の内容についてはどのように確認をしているのか、実態についてお知らせいただきたいけれども、聞くところによると、業者任せになっているのではないかということも考えられるが、その辺についてどうなのか。
- ・ また、この受託業者に対する指導や監督はどのようにして日常行われているのか、あわせてひとつ、お答えいただきたい。

○保健福祉部生活衛生課長（佐藤 直孝）

- ・ 受託事業の実施内容の確認と指導監督についてのお尋ねだ。委託業者から市に毎日提出されている業務日誌において、犬猫の生体での受け入れ状況や死体の受け入れ状況、焼却炉の使用時間、返還・譲渡・処分等の頭数、給餌・清掃の時間、来所者の状況等、日々の業務内容を確認している。さらに私ども生活衛生課職員が定期的——これはほぼ毎日になるが、犬抑留所に出向き犬猫の飼育状況や施設の管理状況を確認しているほか、施設の運営や業務の実施に当たって委託業者の対応が不適切であることを確認した場合には随時指導することとしている。

○福島 恭二委員

- ・ 日常、日誌等で確認をしながら業務内容を点検して、不適切なことがないように努めていると。そういうことの中から、不適切な事情があった場合については直ちに指導するという状況になっているということだね。

- ・ となれば、当然そのようにしているものとは思いますが、ただ過日の新聞報道によると、当然、焼却していただくべくお願いしたけれども、たまたま行ったときに休所日だったものだから、6日に焼却したということで、業者から報告があったと。その報告書を受けて、当然、焼却を依頼した方については焼却したものと受けとめた。ところが、過日、そうではないと。焼却せずして犬抑留所の横に置かれていたという事実があったということで報道されているけれども、そういったことについて、この依頼された会社では「お預かりした愛犬を火葬埋葬せず、犬抑留所に持参したことをお詫び申し上げます」、「犬を預かった時点で私欲のため火葬せず、だました意志でやりました」という文書を出したということだ。こういうことになっているけれども、新聞の報道だけでいくと、こういうことに対する取材に対して「謝罪文と実印を押したのは確かだが言われて書いたもので、そういうことは一回もやっていないし、今後もない」と釈明したとなっている。
- ・ 私どもが一番問題にするのは、こういったことについて議会のほうにも要望書も出てるという経過もあるので、事実なのかどうなのかっていうこともやっぱりきちんと確認しておくべきではないかと思ったものだから今の質問になったけれども、今の答弁からするとそういう不適切な状況はなかったと。当然あれば指導など適切な処理をするものとなってるということで、現時点ではそういった不適切な状況はなかったという答弁だからそのように受けとめたいけれども、いずれにしても、お尋ねしたいけれども、この犬抑留所の利用方法などについて市民にわかりづらいのではないだろうかという意見もある。だから、この犬抑留所を適切に運営するためには、それなりに市民の理解を得る努力も必要ではないだろうかと思う。ということからすれば、もっと適切な管理運営のための利用方法などの内容で改善すべきではないのかと思うけれども、こういった改善する意思があるのか、あるいはしたという経過があるのか、その辺について、もしあったらお知らせいただきたいと思う。

○保健福祉部生活衛生課長（佐藤 直孝）

- ・ 犬抑留所の適切な管理運営のための改善点等についてのお尋ねだが、土曜日、日曜日に犬抑留所が閉まっていることなど、市民にとって犬抑留所の状況が伝わっていない現状もあると考えていて、このたび犬抑留所の開所日や開所時間、犬抑留所での焼却は数体まとめて行うこと、焼骨は返却しないことなど、業務の実施内容等の案内を記載した看板を新たに犬抑留所の敷地内に設置して周知することとしたところである。また、敷地内への死亡した犬猫の不法投棄を防ぐため、不法投棄禁止の看板もあわせて設置している。そのほか、焼却依頼の申込書についても、犬抑留所での焼却の方法等を注意事項として明記することとして、市民にとってわかりやすい内容になるよう改善したところであり、今後は市のホームページに業務の実施内容等を掲載するなど、周知をさらに図ってまいりたいと考えている。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ これはいつ改善されたのか。

○保健福祉部生活衛生課長（佐藤 直孝）

- ・ 看板については3月末までの間に設置している。不法投棄の看板についても4月末までで。

○福島 恭二委員

- ・ 今、委員長からも質問があったみたいに、この事件が起きてからではないかと思うけれども、直ち

にそういった指導、徹底を図ったということだから、それはそれとして評価をしたいと思う。ともあれ、こういった誤解され、あるいはトラブルの起きないような周知徹底も必要だと思うので、今後一層徹底していただきたいと思うけれども、先ほどの答弁からすると不適切な状況がなかった——つまり、委託業者を解除するに至るような事案ではなかったという説明をいただいたので、そのように受けとめておく。

- ・ ただ、ここに契約書があるけれども、第11条に解除等の条項がある。その一つとして、「乙が、その責めに帰する理由により契約に違反したとき」、あるいは2つ目として、「乙の委託業務の実施が著しく不適当であるということが明らかに認められたとき」と。この2つが今回の問題について該当するとすればする条項なのかなと思うけれども、今の答弁からすると、いずれもこの契約書から逸脱するような内容ではないし、不適切で解除する理由に至らないという判断だということだね。私もこの契約書の内容だけを見ればそうなのかなと思うけれども、いずれにしても当局のほうから、こういった疑問に対する答弁があったので、公の場での答弁だから、これに偽りはないと理解せざるを得ないので、これで、こういう受けとめ方をしておきたいと思う。ともあれ、今後、業者を選定するに当たっても、こういったトラブルのないように十分吟味をしながら、厳正な選択をしていただきたいと思うので、今までの答弁についてはおおむね理解をしたので、今のこういったトラブルのないような管理運営をきちんとしていただきたいということを申し上げて、要望して、私の質問を終わりたいと思う。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言ないか。

○松宮 健治委員

- ・ 今の福島委員の話で大体概要はつかめたわけだが、ちょっと別の視点から意見を述べさせていただきたいと思っている。
- ・ この話をいろいろ新聞報道とかいろんな方々から伺ったときに、私、言葉にしてもなじめなかった。というのは、函館市犬抑留所——ちょっとイメージのよくない言葉だと。抑留というのは多分、行政用語、法律用語だからやむを得ないのかもしれないけれども、ただ、私自身、犬を飼っているわけではないが、多くの犬とか猫を愛してる方々から、やっぱり動物愛護の視点がちょっと欠けてるかなと、名称からして。で、今回の行為が、動物愛護の気持ちを逆なでするような事案だったと、結果として——結果としてだ——思っている。
- ・ それで、動物愛護団体からさまざま要望が出てくると思うが、道南にあるNPO法人南北海道動物愛護ネットワーク「みらい」というところでは、今、課長が答弁なされたように、本来は殺処分だった犬猫が、譲渡会を開いて引き取られている。年々成果が上がってるように思うが、平成22年度から昨年度まででは、譲渡されたのは573匹ということで、かなり成果はあったんだろうと思っている。できればこういう視点で、市のほうももっともっとうこういうことを後押しできることが大事かと思っている。というのは、法律に従ってやってるからやむを得ない部分もあるけれども、やはり命あるものを簡単に殺すということはなかなか難しいものだと思うているが、ただ頭数がふえていく、また病気も蔓延してしまうということを考えると、やむを得ずという例もあるかもしれないけれども、できればこの、かわいそうな、あるいは捨てられた猫や犬をしっかりと引き取っていただけるようなシステ

ムというか体制を、ぜひ市として後押しできないかと思っている。ちょっと情報をいただいた中では、神奈川県ではかなり進んでいて、動物保護センターというのが機能していて、平塚市にあるそうだが、そこでは殺処分ゼロを目指して今やってるという事案もある。県と市ではちょっとレベルが違うかと思うけれども、本来であれば犬抑留所で犬の処分を行ってるというイメージが定着するよりは、保護センターと名称を変えるなどして、動物愛護を推進してる市の要であるというような取り組みをぜひお願いしたいと思っている。

- ・ ただ、焼却処分が約3,000頭と伺った。ということは、持ち込まれる犬よりも、多分、死んだ犬猫の数をかなり焼却してるという実態もあったので、これはこれでとても大事なことだと思う。ただなかなか今、私も議会でも聞くまではこういう状況ってわからなかったの、やっぱり市民にもこういうことを理解していただくと犬抑留所の仕事も市民に理解されて、また中身は今度、動物保護という視点が変わっていくと、もっともっと市民の理解に至れるかと思ったので、私の意見として述べたいと思う。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言ないか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 先ほど福島委員のほうから——一番大事なことは今の犬抑留所が適切な管理をしているかどうかということだと思うけれども——契約書の話もあった。その中で、委託契約は平成29年7月31日——3年間の今、業務委託をしているというお話だった。で、委託契約の解除というのは、どのような理由があればできるのかということと、あと契約解除に今回該当する内容があったのかどうか、そこをお聞きしたいと思う。

○保健福祉部生活衛生課長（佐藤 直孝）

- ・ 委託契約の解除等についてのお尋ねだが、委託契約書上、市が契約解除できる場合として、業者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき、業者の委託業務の実施が著しく不適当であると明らかに認められるとき、業者が函館市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき、業者から契約解除の申し出があったとき、委託業務を継続する必要がなくなったときの5つの要件を定めている。また、現在、市では、犬抑留所にかかる委託業務上、契約書にある契約解除条項に明らかに該当するような事実はないことを事業者から確認している。なお、今後、契約解除に該当するようなことがあった場合には、改めて御報告させていただきたいと存じる。

○斉藤 佐知子委員

- ・ わかった。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言ないか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 今、皆さんのお話を聞いていて少しわかってきたけれども、私たちはこの新聞報道でしか情報がないうということもあって、保健所としてこの内容をまずお知りになったのはいつくらいなのか、報道によるとことし2月3日ということから発してるけれども、いつころで、どのようにこの間対応してき

たのか、お知らせ願う。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 保健所としてどのような——いつ、知る機会があって、そしてそれに対してどのように対応してきたのかということで、市戸委員、よろしいか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ そうだ。

○保健福祉部生活衛生課長（佐藤 直孝）

- ・ 保健所のほうに、実際にペット霊園の不正についてのお話を承ったのは2月8日、月曜日になる。保健所としては、そういった問い合わせ——いわゆる実際にそういう不正があるということを調査して、それで業者を再三にわたり呼び出して、実際にそのような事実があったのかどうかということの確認を行っている。そのときの業者は、一切そのような事実はないというようなことでお話を伺っていた。その後、新聞報道等にあるとおり、いわゆるペット霊園の業者さん——委託業者と、不正を働いたのではないかという犬の所有者との間で一連のお話があったということを聞いている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 函館市の犬抑留所の調査によると不適切な内容はなかったということで、そこら辺、食い違っているのかと思うけれども、今後は第三者の方が——弁護士さんなり何なり入りながら、この問題を解決していくのか、そこだけ教えてほしい。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 保健所としては、今言ったことに対して答弁できる範囲で結構だと思うが。

○保健福祉部生活衛生課長（佐藤 直孝）

- ・ 私どもも、今回の対応については保健所内でのお話よりも法律の専門家に御意見を伺ったほうがいいのではないかとということで、顧問弁護士に確認をとっている。顧問弁護士の話によると、まず一方は、死亡した犬は自分のペットで火葬されずに犬抑留所に放置されていたと。もう一方は、死亡犬は火葬に付したと。これは、お互いの言い分がかみ合っていない状況の中で、証拠となる当該死亡犬は既に焼却されていて、今となってはどちらが本当のことを言っているのかが判断できないものである。できることといえば、委託業者が確かに自社で死亡犬を焼却したという日時の書類、記録等を調べ、そごがないかを確認することではないかと。そこで問題がなければ、誤解の招くことのないように指導すべきであると。そして、一度書いた謝罪文が、その後、本人がその事実を否定しても有効かどうかについては、犬の同一性が問題であり、その事実の確認ができない以上、その謝罪文が有効かどうかは判断できないものであるということをお聞きしている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ きょう、委員協議会を開いたというのは、やはり函館市の犬抑留所で不適切なことがあったのかないのかという調査だと私も思って今、参加してるけれども、そういった意味ではこれから第三者——法律の専門家も含めた内容で、どのように解決していくかはちょっと検討がつかないけれども、そのような方向で動くということで押さえていいか。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 一応、適切な運営をしているということで、先ほど答弁があった。そして、今、弁護士からのアドバイスを受けてるということで、この事案について中に入ることはなかなか委員会としては難しいのかなと思うが、皆さんいかがか。よろしいか。（「はい」の声あり）市戸委員、よろしいか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 中に入ることでなくて、今後の方向性ということで確認した。それだけだ。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ じゃあ、今、最後の。

○保健福祉部生活衛生課長（佐藤 直孝）

- ・ 今回の件に関しては、民間事業者と一般市民とのトラブルに起因するものであるということだけでも、市では今後、このような誤解を招くことがないように委託業者に対しての指導を徹底するとともに、あわせて先ほども申したとおり、犬抑留所の敷地内に施設の概要の看板だとか、あと不法投棄の看板を設置するなど見直しを行ってきたが、今後も必要に応じて、市民への周知や管理運営のあり方について随時見直しをして、適正な管理に努めてまいりたいとそうように考えている。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言ないか。

○工藤 篤委員

- ・ 新聞報道しか把握していないけれども、今、委員長のおっしゃるのだと、実際じゃあそれがどうだったのかというところには入れないということで確認していいか。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ そうだ。保健所の一連の答弁で、適切に運営なされている、そして今、市戸委員からも質問があったように、そういう事案があったことに対して弁護士からも、適切な対応ということでは——また、どう考えるのかということを保健所としてはしっかり捉えていらっしゃるということで、その事件性とかそういうことに対して委員会が入っていけるのかということは、あくまでも保健所が委託している業者の適切な運営ということに関して、委員会としてはお聞きしていくということになるのかなと思うが、いかがだろうか、皆様。（「いいんじゃないか」の声あり）ということだ。

○工藤 篤委員

- ・ はい。そういうことであれば、聞きたいことはあったがやめておく。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ また個別に、保健所のほうにお聞きしていただければと思う。
- ・ ほかに御発言ないか。（「なし」の声あり）
- ・ それでは、発言を終結する。
- ・ 理事者におかれては、本日、委員からもさまざま御意見もあった。今後の運営に関して、また委託に関して考える機会となったかと思うので、ぜひこのことを踏まえながら対応を進めていただきたいと思う。
- ・ ここで、理事者は退室願う。

（保健福祉部 退室）

- ・ 議題終結宣告
-

2 その他

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 次に、2のその他だが、各委員から何か御発言あるか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 今年度の調査研究というか、調査事件のことだけれども、去年は環境部のごみの焼却炉の問題をした。で、ことしに関してだが、民生所管の部分で、やっぱり子育て支援というところが私は非常に大事かと思っている。請願も上がってきたり、毎年陳情が上がってきたり、そういう状況がある。ことしの10月にはキッズプラザもでき上がり、子育て支援コンシェルジュ事業とか相談事業を充実させていきたいというお話も聞いている。その10月に間に合うわけではないが、やはり函館できちんと——きちんというか、安心して産み育てる環境整備の充実というか、函館でさまざまな子育て支援のメニューはやっているが、本当にそれが今、函館に住んでる子育てをしてる親御さんたちにとっていいものになっているのかどうか。そのあたりを、よりきちん充実させたいものにしていくためにも調査研究をしていく。そのことが、人口増とまでは言わないが、人口減対策だとか、ひいては少子化対策にもつながっていくのではないかとも思う。当然、雇用の問題とかさまざまな民生以外の部分にも、少子化対策とかは重なっていく部分もたくさんあると思うけれども、民生の所管の中で、やっぱりできる範囲のことは研究をしていくというのが大事じゃないかと思うので、ぜひそれをちょっと皆様に検討していただければと思う。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ただいま斉藤委員から、調査事件の内容について御提案があった。子育て支援ということだ。御承知のとおり、委員会の所管事務調査については政策立案や提言等を目的に行うものであり、最終的には会期中の委員会場で決定していくこととなるので、今後、所管事務調査とするかどうかについても視野に入れながら、本件の取り扱いについて皆様に御協議いただきたいと思う。
- ・ 各委員から何か御発言あるか。

○能登谷 公委員

- ・ 今、斉藤委員からお話があって、子育てというのは大変重要なものだし、やっぱり人口減、特に少子化という部分では、これはうちの民生の所管だけでなく全部の所管でやっていかなければならない事案だと思う。例えば今、小学校の運動会を見たら、我々の時代では考えられないようなことをやっているわけだ。何をやってるかと言ったら、1年、2年、3年合同のとか、それでも本当にまちの中の小学校かと思うくらい的人数だ。だから、ああいうような状況を見ると、やはり子どもを育てていく環境、いわゆる今、函館の——この間の請願の中では、いわゆる保育料の問題もあった。その保育料は、函館はかなり精査して細分化してるけれども、果たして他都市と比べて本当に函館は優位に立ってるんだろうかどうか。そういう部分の中で、なぜ隣の北斗市はいまだにまだ子供が多いのに、なぜ函館は少ないのかというような根本的なことを考えながら、民生の所管の中で、今その子育ての部分というのは究明していく必要があるんでないかなと、私はそれにプラスして、考えていただきたい

いと思う。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ そのほかに。

○吉田 崇仁委員

- ・ 私も子育て支援は重要な課題だと思っている。他都市もそれぞれ、やはり子育てに対するいろんな考え方でやっていて、私が一番心配するのは、今回、九州の熊本県、大分県を襲った、大地震が起こった地域に行ってもどのような子育てをしているか、そういう実態も私たち調査するのも大事かと。函館市も絶対に地震が起こらないということは考えられないわけなので、そういったことも考えて、委員長の采配でやっていただきたいと思う。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言ないか。（「なし」の声あり）
- ・ それでは、子育て支援を調査事件にという、これはきっと皆さん思いは同じかと思う。ただ、調査していくに当たっては、やはりもう少し具体化していかなければいけないかと思う。どうだろうか、きょうは持ち帰りとして、具体的に次の委員会で「こういうことはどうだろうか」と、各会派から出していただく。また、「いやいや、これも考えてほしかった」ということもあろうかと思うので、子育て支援という大きな柱を持ち帰りとさせていただきたいが、またほかにもある場合は、次の委員会で出していくということでどうか。（「はい」の声あり）
- ・ じゃあ、皆さん納得していただいたので。
- ・ ほかに、御発言あるか。（「なし」の声あり）
- ・ 散会宣告

午前10時47分散会